

公益社団法人 米原市シルバー人材センター
カスタマーハラスメントに関する方針

公益社団法人米原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、各種の事業を実施しているところです。

一方で、会員、発注者、近隣住民、取引先等の方（以下「顧客等」という。）からの暴力的な言動や理不尽な要求、繰り返される根拠のない主張など、社会通念上許容される範囲を超えた行為（カスタマーハラスメント）が見受けられます。

このため、カスタマーハラスメントを受けた際は、事情などを十分説明した上でご理解、ご納得いただけない場合は、職員及び就業会員の働く環境を守るために、センターとして毅然と対応いたします。

また、センターの役員及び職員は、カスタマーハラスメントに対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めます。

1 カスタマーハラスメントの内容

(1) 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ア そもそも要求に理由がない又はセンターが行う業務と全く関係のない要求
- イ 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ウ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- エ 不当な損害賠償要求

(2) 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ア 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- イ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ウ 威圧的な言動（大きな声をあげて職員や周囲を威圧、反社会的な言動）
- エ 継続的、執拗な言動
- オ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

2 カスタマーハラスメントへの対応

カスタマーハラスメントが生じた際の対処の内容は、次のとおりとします。

- (1) 顧客等とのやり取りを録音・録画することがあります。なお、録音・録画に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等を遵守し、顧客等の個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合には、一定の時間の経過をもって退去を求めたり、電話を切ったりすることがあります。
- (3) 暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動を受けた場合は、直ちに警察へ通報

します。

- (4) 法的な手続が必要な場合には、弁護士へ相談します。
- (5) 行為者に対してセンター等への出入りを禁止することがあります。

令和8年10月1日

公益社団法人
米原市シルバー人材センター
理事長 春日 敬三